

在外選挙人名簿登録申請  
(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置)

令和7年2月26日

## 1 特例措置

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から在外公館に申請書類を提出いただき、在外公館において対面で本人確認を行っていますが、令和4年4月以降、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付することができる方で、以下の条件のいずれかを満たす方は、在外公館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を実施しています。

(1)次の地域にお住まいの方

対象地域はこちら

(2)その他の在外選挙人名簿登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方(事前に当館までご相談ください。)。

## 2 特例措置の手続

(1)当館へ以下の必要書類を郵送または電子メール

([zaigaisenkyo@ls.mofa.go.jp](mailto:zaigaisenkyo@ls.mofa.go.jp))で送付してください。なお、出頭できない特別な事情のある方は、書類を郵送する前に当館へメールまたは電話(213-617-6700)でご相談ください。(第三者が代理で提出することでも差し支えありません。)。

ア 在外選挙人登録申請書原本:1通([ダウンロード](#)してご利用ください)

イ 申請時出頭免除願書原本:1通([ダウンロード](#)してご利用ください)

ウ 有効な日本旅券(パスポート)の身分事項ページのコピー:1通

エ 住所確認書類写し(運転免許証、公共料金の請求書、住宅の賃貸契約書等)

※3か月以上前に在留届を提出している場合は不要

オ 有効な米国滞在資格を確認できるもの([詳細はこちら](#))のコピー:1通

※二重国籍の方は、外国旅券または英文出生証明書(但し、米国以外で出生された日米重国籍の方は、米国大使館もしくは米国国務省発行の英文出生証明書)

郵送先住所 :

在ロサンゼルス日本国総領事館 在外選挙係  
350 S. Grand Ave., Suite 1700, Los Angeles CA 90071

(2)上記(1)の必要書類が当館に届き、出頭免除に該当することが確認でき次第、申請者ご本人に対し、ビデオ通話の日時を調整するご連絡を差し上げます。

(3)ビデオ通話では、Microsoft Teams、Cisco Webex又はZoomを利用します。

(4)ビデオ通話の際は、申請者の本人確認及び事前に送付された書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本(3か月以上前に在留届を提出している場合は不要)をご用意ください。

(5)次のア～ウのいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

ア 申請者の事情でビデオ通話が成立せず、又はビデオ通話により十分に意思疎通を行うことができない場合

イ 申請者本人と連絡が取れない場合

ウ 申請書類を基に本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

3 本年7月には参議院議員通常選挙が予定されております。これから在外選挙人名簿登録申請を行われる場合は、可能な限りお早めの申請をお願いいたします。

※ 在外選挙人証の交付までに一定の日数が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

お問い合わせ

在ロサンゼルス総領事館 領事警備班 在外選挙係

350 South Grand Avenue, Suite 1700, Los Angeles, CA 90071

電話: (213)617-6700

EMAIL: [zaigaisenkyo@ls.mofa.go.jp](mailto:zaigaisenkyo@ls.mofa.go.jp)